



# 臨時教職員 諸権利のしおり

(2017年04月改訂)

静岡県高等学校障害児学校教職員組合

## 臨時教職員部

〒420-0856 静岡市葵区駿府1-12 教育会館  
Tel: 054-254-6900 Fax: 054-254-0814  
E-mail: info@s-koukyouso.jp  
<http://www.s-koukyouso.jp>

あなたも臨時教職員部に加入しませんか



臨教部では

1. 県教育委員会に勤務条件改善、教職員採用枠拡大などの要求書を提出し、交渉を行います。
  2. 管理職による一方的な雇用停止、条件変更、時間外（契約外）の勤務強制を許しません。
  3. 雇用継続に関して、要望に添って交渉、申し入れを行います。
  4. 職場で困っていること、悩んでいること、要望などについて解決のために取り組みます。
  5. パワハラ、セクハラは許しません。
  6. 教員採用を目指している方には、教員試験に関する情報を提供します。また対策実践講座「コンパス」（臨時教職員対策部主催）に参加できます。（参加費無料・交通費支給）
  7. 全国の仲間と交流できます。
- ※ 一人では解決困難なこともみんなで取り組めば、解決することができます。臨教部への加入を心からお待ちしています。匿名加入もちろんOKです。

## はじめに

本県では2016年5月時点で、小中学校、高等学校、特別支援学校に、合計で**4806人**もの臨時的任用教職員、非常勤職員がいました。

常勤講師は、正規教職員と同じ仕事内容と責任をもちながら、賃金、待遇では正規教職員と大きな差があります。雇用も不安定です。なかでも「**定数内臨時**」（正規採用するべきとされながら、臨時に補っている職員）が**1354人**もいます。この人たちが「臨時」として扱われているのはまったく不適です。**正規採用者を大幅に増やすべきです。**

非常勤講師の時間単価は一見高そうですが、持ち時間が週15時間以上の雇用は、ほとんどありません。シングル・ジョブでは生活できません。

私たち静岡県高等学校障害児学校教職員組合「臨時教職員部」は、2009年度に専門部として発足しました。その活動は、県下で働く臨時教職員の権利、労働条件を明らかにし、たとえ臨時雇用であっても、子どもたちの教育に責任を持って働くために、自ら、労働条件の改善を進めることをめざしています。

あなたの職場ではこのしおりに載っていることが行われているでしょうか。管理職の対応は適切でしょうか。点検してみてください。

「おかしいな」「これって変じゃない?」「こうなったらしいのに」と思うようなことがありましたら、お気軽に「高教組・臨教部」までご連絡ください。

## <臨時教職員の諸権利>



### I. 臨時の任用講師（常勤講師）

- \* 定数内講師・代替講師（産休・育休・特休休職・研修・派遣等代替）
- \* 定数内寄宿舎指導員・代替寄宿舎指導員（産休・育休・特休休職等代替）
- \* 定数内実習助手・代替実習助手（産休・育休・特休休職等代替）

#### (1) 勤務時間・休暇

		臨時の任用教職員	正規教職員
① 勤務時間		正規職員に準ずる。	1週 38 時間 45 分 1日 7 時間 45 分（2010 年度～）
② 年次有給休暇		任用期間 6 週間を超える場合、半年で 10 日、 1 年で 20 日。  【04 年度より】 年度を越えて 20 日を限度として繰越し可能、（最大 40 日）ほぼ均等待遇。  【17 年度より】 任用が学級編成確定日でも繰り越し可、【13 年度より】	1 年間で 20 日。（残日数のうち 20 日間までは翌年に繰越され加 算される）
③ その他の有給休暇	公務災害	任用された期間内で療養に必要な期間。	療養に必要な期間。（公務による 負傷若しくは疾病、又は通勤によ る負傷若しくは疾病の場合）
	生理休暇	正規職員に準ずる。	2 日を超える場合は医師の証明 等が必要。
	忌引	任用期間 6 月以上の場合は、正規職員に準ずる。任用期 間 6 月未満の場合は、配偶者・父母（3 日）子（2 日）祖 父母・兄弟姉妹・配偶者の父母（1 日）【09 年度より】	配偶者（10 日）父母（7 日） 子（5 日）祖父母・兄弟姉妹・配 偶者の父母（3 日）など
	その他の負傷又は疾病	任用期間が 4 週間を超え、かつ 4 週間継続勤務した場合、 任用期間 6 月以下の場合は 5 日、 6 月を超える場合は 10 日。 【05 年度より】	180 日以内。7 日以上は診断書が 必要。特定疾患の場合延長あり。
	夏季休暇	任用期間 6 月以上、正規職員に準ずる。【10 年度より】	夏季休暇（5 日、6/1～9/30）
	家族休暇	なし。	家族休暇（3 日）
	看護休暇	5 日（無給）	看護休暇（5 日）
	介護休暇	なし。	介護休暇（6 か月）
	短期介護休暇	5 日（無給）	短期介護休暇（5 日）
	結婚休暇	なし。	結婚休暇（7 日）
	配偶者の出産休暇	なし。【12 年度より】	配偶者の出産休暇（3 日）
	妊娠中又は出産後 1 年以内の健康診断	正規職員に準ずる。	妊娠 23 週まで…4 週間に 1 回 妊娠 24～35 週…2 週間に 1 回 妊娠 36 週～出産…1 週間に 1 回 産後 1 年間までに 1 回
	産前・産後休暇	正規職員に準ずる。 正規職員に準ずる。 (無給)	産前・産後休暇（8 週間・8 週間） 生児保育（1 歳 6 ヶ月に達するま で、午前午後各 1 回、60 分、子 の授乳、託児所への送迎等、男女 とも可、但し同一時間帯不可）
	部分休業	正規職員に準ずる。【12 年度より】	1 日 2 時間以内、就学前まで

#### <空白の一日>

Q：講師の任用は 4/1～3/30 など、なぜ継  
続できないのですか？

A：地方公務員法 第 22 条 2 項の次の条  
文によります。

人事委員会を置く地方公共団体において  
は、任命権者は、人事委員会規則で定める  
ところにより、緊急の場合、臨時の職に関する  
場合又は任用候補者名簿がない場合にお  
いては、人事委員会の承認を得て、6 月をこ  
えられない期間で臨時の任用を行うことができる。  
この場合において、その任用は、人事委  
員会の承認を得て、6 月をこえない期間で更  
新することができるが、再度更新することは  
できない。

【12 年度より】

	育児短時間勤務 健診予防接種休暇	なし。	1週、20・24・25時間の勤務
④ 義 務 免	厚 生	正規職員に準ずる。 <b>社会保険の継続（同一校任用継続条件）【13年度より】</b>	職務に専念する義務の特例に関する条例・規則による。
	研 修	正規職員に準ずる。	校長の承認(計画書・報告書提出)が必要。

## (2) 賃金(給与)

	臨時的任用教職員	正規教職員
① 給 料	給料表1級(1級61号で頭打ち) 参考 愛知県2級61号 岐阜県1級頭打ち撤廃 京都府1級153号 滋賀県1級69号	1級(助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等) 2級(教諭、養護教諭、栄養教諭) 3級(教頭、副校長)4級(校長)
② 手 当	正規職員に準ずる。(退職手当なし)	
③ 初任給(高教)	1級25号(大卒)1級13号(短大卒) 教職の経験年数を有する場合は、経験年数の月数を12月(10年以上の場合は18月)で割り、それに4を掛けた号給を加えて得た号給。	2級5号(大卒)
④ 期末・勤勉手当	正規職員に準ずる。 3/30で任用が切れ、1日おいた4/1から再び採用された場合、断続していても在職期間又は勤務期間の計算については通算する。	在職期間率:基準日(6/1・12/1)以前の在職期間が6か月で100%

## (3) 勤務条件の明示・解雇预告

	臨時的任用教職員	正規教職員
① 勤務条件の明示	次に掲げる事項について、本人に書面により明示する。 ※ 勤務をする日及び時間、休憩時間、担当職務内容、 有給休暇、給与の支給方法・支給時期等、退職等の必要事項、 その他必要な事項(昇給・賞与・退職金の有無など) 【03年度より】	使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。(労働基準法15条)
② 解 雇 予 告	解職通知書を交付する。 【03年度より】	

※ 教育職以外の職員(臨時事務職員・臨時栄養職員・賃金支弁職員等)については、スペースの関係上、十分書ききれていませんが(特に初任給について)、ご了承ください。



高教組は、臨時教職員の勤務条件改善の取り組みを活動の重要な柱として位置づけ、臨時教職員部を中心に県教育委員会に対し要求書を提出、要請行動、教育長交渉を行っています。表の【00年度より】は、その年に実現した内容です。これまで勤務条件の書面による明示、年休日数増、病休、忌引、夏期休暇などの要求が実現しました。

12年度は年休の年度を越えた繰り越し、休暇制度の拡充、任用時の提出書類の簡略化(身分証明書提出が不要となり申立書による、健康診断書については様式による)などの前進がありました。

13年度は年休繰り越しの任用日の弾力化と社会保険の継続が実現しました。

17年度から年休の繰り越し日数が20日を限度に可能となり、4月からの付与日数20日とあわせ、最大40日となり、均等待遇が実現しました。非常勤講師単価は10円引き上げられました。

## II. 非常勤講師（時間講師）

### （1）勤務時間・休暇

	非常勤講師（時間講師）	非常勤 実習助手	非常勤 養護教諭	乳幼児発達 支援指導員				
① 勤務時間	週 29 時間以内							
② 年次有給休暇	任用期間 2 ヶ月以上継続勤務、かつその 8 割以上勤務した場合に、付与される。 日数は、任用期間・週勤務日数で異なる。（1日当りの平均勤務時間 × 表 1 の日数） <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 校以上の兼務者→各校毎に付与。*合計しても 1 校分に満たない！？</li> <li>・年休の繰越→前年度の任用期間満了後、2 週間以内に新たに任用された場合のみ</li> <li>・付与日→任用から 2 ヶ月を超えた日以降</li> <li>・乳幼児発達支援指導員は若干異なる</li> </ul>							
公務災害	任用期間内で療養に必要な期間。							
生理休暇	正規職員に準ずる。							
忌引	任用期間 6 月以上で、正規職員に準ずる							
病休	無給だが、6 月以上の任期・継続勤務を条件に、一週間の勤務日に応じて 10 日以内。							
③ その他 の有 給 休 暇	夏季休暇	なし。 表 1	任用期間＼週勤務日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
	家族休暇		2 か月を超え 3 か月以下	3 日	2 日	1 日	1 日	なし
	看護休暇		3 か月を超え 4 か月以下	4 日	2 日	2 日	1 日	なし
	介護休暇		4 か月を超え 5 か月以下	5 日	3 日	2 日	1 日	なし
	結婚休暇		5 か月を超え 6 か月以下	6 日	4 日	3 日	2 日	1 日
	配偶者の出産休暇		6 か月を超え 12 か月以下	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	妊娠中の健康診断	なし。	1 年を超え 2 年以下	11 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	産前・産後休暇	なし。	2 年を超え 3 年以下	12 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	育児休暇	なし。	3 年を超え 4 年以下	14 日	10 日	7 日	5 日	2 日
	部分休業	なし。	4 年を超え 5 年以下	16 日	12 日	9 日	6 日	3 日
			5 年を超え 6 年以下	18 日	13 日	10 日	6 日	3 日
			6 年を超える場合	20 日	15 日	11 日	7 日	3 日
④ 厚生	胸部レントゲン撮影のみ。							

### （2）賃金（給与）

	非常勤講師（時間講師）	非常勤 実習助手	非常勤 養護教諭	乳幼児発達 支援指導員
① 給料	1 単位時間 2,790 円  (授業：定・障は 45 分、通常は 50 分、 授業以外：60 分)  看護師業務 1,806 円	1,348 円～ 学歴・経験年数による教 1 級の号給月額 × 12(月) 38.75(時間) × 52(週)	1,255 円～ 2,035 円	時間単価 勤務時間を割り振られた日には勤務で きる。
(長期休業中)	教育計画に基づく業務について、通常の時間数の半分まで賃金が支給される。			
② 諸手当	通勤手当相当額のみ支給。			
③ 期末・勤勉手当	なし。			
	(特別報酬) 2011 年度より廃止			